

障害者福祉システム等標準化検討会 （第１回）

令和７年度に検討を要する主な論点 （事務局案）

令和７年５月３０日
事務局提出資料

1. 令和7年度に検討を要する主な論点について

○ 標準仕様書4.1版を改定するための主な検討論点及び改定時期は以下のとおりです。

No	検討論点	見直しの契機	関連箇所	改定時期
1	療養介護医療及び肢体不自由児通所医療のオンライン資格確認の対応	制度改正	2頁	令和7年8月
2	支払基金の名称が変更になることに伴い、機能要件等の支払基金の表記の修正	制度改正	3頁	
3	令和7年度税制改正大綱(令和6年12月27日 閣議決定)における地方税における給与所得控除の見直し(55万円の最低保障額を65万円に引き上げ)により、管理項目を追加する等の見直しが出る場合は、所要の見直し (令和8年度分以後の個人住民税について適用)	制度改正	4頁	
4	令和6年度税制改正大綱(令和5年12月22日 閣議決定)における地方税における扶養控除の見直し(33万円を12万円に引き下げ)により、管理項目を追加する等の見直しが出る場合は、所要の見直し (令和9年度分以後の個人住民税について適用)	制度改正	5頁	令和8年1月

※1 公費負担医療のオンライン資格確認に関する令和6年度の先行実施等により、PMH仕様書が変更される等によりPMHへの連携内容に変更が出る場合は、自立支援医療のPMH連携に関する規定内容の見直しが発生する可能性があります。

※2 上記の他に、標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえ、上記の改定時期に合わせて標準仕様書の見直しを予定しています。

2. 検討論点1の概要について

- 検討論点1「療養介護医療及び肢体不自由児通所医療のオンライン資格確認の対応」は、今国会での審議が見込まれている「医療法等の一部を改正する法律案」が成立した場合、自立支援医療のオンライン資格確認と同様に、PMHとの連携機能の追加、PMH登録時の設定内容の追加を想定しています。

 **厚生労働省** Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索 検索

閉じる

[テーマ別に探す](#) [報道・広報](#) [政策について](#) [厚生労働省について](#) [統計情報・白書](#) [所管の法令等](#) [申請・募集・情報公開](#)

[ホーム](#) > [所管の法令等](#) > [国会提出法案](#) > 第217回国会（令和7年常会）提出法律案

第217回国会（令和7年常会）提出法律案

▶ [所管の法令等](#)

医療法等の一部を改正する法律案

- ▶ [PDF 概要 \[325KB\]](#) 
- ▶ [PDF 法律案要綱 \[359KB\]](#) 
- ▶ [PDF 法律案案文・理由 \[1.2MB\]](#) 
- ▶ [PDF 法律案新旧対照条文 \[2.8MB\]](#) 
- ▶ [PDF 参照条文 \[449KB\]](#) 

第十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正

一 電子資格確認に関する事項

2 指定療養介護医療を受けようとする療養介護医療費支給対象障害者に係る電子資格確認の仕組みの導入について、第十の一の1から3までに準じた改正を行うこと。（第七十条第二項及び第三項並びに第百五条の四関係）

第十 児童福祉法の一部改正

一 電子資格確認に関する事項

4 肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費の支給に係る電子資格確認の仕組みの導入について、1から3までに準じた改正を行うこと。（第二十一条の五の三十、第二十四条の二十一及び第五十六条の六の二関係）

3. 検討論点2の概要について

- 検討論点2「支払基金の名称が変更になることに伴い、機能要件等の支払基金の表記の修正」は、今国会での審議が見込まれている「医療法等の一部を改正する法律案」が成立した場合、標準仕様書の「支払基金」の表記を変更する予定としています。

 **厚生労働省** 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索 検索

閉じる

[テーマ別に探す](#) [報道・広報](#) [政策について](#) [厚生労働省について](#) [統計情報・白書](#) [所管の法令等](#) [申請・募集・情報公開](#)

[ホーム](#) > [所管の法令等](#) > [国会提出法案](#) > 第217回国会（令和7年常会）提出法律案

第217回国会（令和7年常会）提出法律案

▶ [所管の法令等](#)

医療法等の一部を改正する法律案

- ▶ [PDF 概要 \[325KB\]](#) 
- ▶ [PDF 法律案要綱 \[359KB\]](#) 
- ▶ [PDF 法律案案文・理由 \[1.2MB\]](#) 
- ▶ [PDF 法律案新旧対照条文 \[2.8MB\]](#) 
- ▶ [PDF 参照条文 \[449KB\]](#) 

第二十三 社会保険診療報酬支払基金法の一部改正

- 一 題名を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、法人の名称を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改めること。（題名関係）

4. 検討論点3の概要について

- 検討論点3「給与所得控除見直しの対応」の概要は以下のとおりです。令和7年度税制改正の大綱(令和6年12月27日閣議決定)における「給与所得控除の見直し(55万円の最低保障額を65万円に引き上げ)」により、今後の制度所管担当課における検討を踏まえて、標準仕様書に影響がある場合は所要の改定を行う予定です。

令和7年度税制改正の大綱

(地方税)

(1) 給与所得控除

給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。

給与所得控除（給与所得額）を用いた判定を行っている制度が該当します。

(2) 特定親族特別控除（仮称）

- ① 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

特定親族特別控除（仮称）についても、所得判定等に影響することとなり、標準仕様書に影響がある場合は所要の改定を行う予定です。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

- ② その他所要の措置を講ずる。

(3) 所得税における(2)から(4)までの見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。
② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。
③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件を85万円以下（現行：75万円以下）に引き上げる。
④ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和8年度分以後の個人住民税について適用する。

5. 検討論点4の概要について(1/2)

- 検討論点4「扶養控除見直しの対応」の概要は以下のとおりです。令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)における「扶養控除の見直し(33万円を12万円に引き下げ)」により、「第2回扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議(令和6年11月27日開催)」の結果を踏まえて、標準仕様書に影響がある場合は所要の改定を行う予定です。

第2回 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議
議 事 次 第

扶養控除の見直しに係る所得税・個人住民税の課税総所得金額等を基準に用いている
各種制度等に関する状況調査について

資料3

〔令和6年11月27日(水)
(持ち回り開催)〕

議 事

扶養控除の見直しに係る所得税・個人住民税の課税総所得金額等を基準に用いている各種制度等に関する状況調査について

【配付資料】

- 資料1 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議の開催について
資料2 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議幹事会の構成員の官職の指定について
資料3 扶養控除の見直しに係る所得税・個人住民税の課税総所得金額等を基準に用いている各種制度等に関する状況調査について

1. 調査の概要

- 扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、これらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないようにするため、影響を受ける制度・事業を把握するとともに、対応の方向性を確認する調査を、各府省庁及び地方公共団体に対して実施。
- 影響を受ける制度・事業のあった各府省・地方公共団体において、当該制度・事業について、対応方針を調査。

＜具体的な対応方針＞

- ① 扶養控除の見直し前と同様の受給要件となるよう、算定方法の調整(追加で加減算)や基準額の変更等を行う

例: 住民税所得割額を活用 → 住民税所得割額 - 調整額(扶養控除の見直しによる増加分)を活用

- ② 扶養控除の見直しの影響を受けないよう、基準を税額等を活用しない「合計所得金額」等に見直す

例: 住民税所得割額を活用 → 合計所得金額を活用 ※所得控除適用前の額

2. 結果の概要

- ・ 国 : 影響を受ける制度は57件あり、対応が必要となる全ての制度において、①追加の加減算等を行うことにより対応することを確認。
- ・ 地方 : 影響を受ける事業は11,552件あり、対応が必要となる全ての事業において、対応を行うことを確認。

【出典】 令和6年11月27日「第2回 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議」議事次第、資料3

5. 検討論点4の概要について(2/2)

(続き)

扶養控除の見直しの影響に関する調査結果の概要(国の制度)

- 扶養控除の見直しの影響を受けると見込まれる制度について、各府省庁を対象に調査を行ったところ、57件の制度が該当。
- 今後の対応の方向性について、全ての制度において、扶養控除の見直し前と同様の受給要件となるよう、追加で加減算等による調整を行う方向を確認。今後、所管府省において政省令改正や事務連絡・通知の発出等によって対応を行っていく。

<扶養控除の見直しへの対応が必要となる制度>

こども家庭庁	...	12件 (うち所得税関係1件、住民税関係12件)
文部科学省	...	8件 (うち所得税関係0件、住民税関係8件)
厚生労働省	...	32件 (うち所得税関係6件、住民税関係29件)
経済産業省	...	1件 (うち所得税関係1件、住民税関係0件)
国土交通省	...	4件 (うち所得税関係4件、住民税関係4件)
合計	...	57件 (うち所得税関係12件、住民税関係53件)

※ 所得税関係と住民税関係の合計が全体の件数を超過するのは、双方に関係する制度があるため。

※ 今後、各府省庁の更なる精査により、件数は変動することがあり得る。

今後、政省令の改正や事務連絡・通知の発出等により対応するとされています。

(参考) 新しい算出方法の具体例
見直し前の扶養控除：33万円
見直し後の扶養控除：12万円
扶養控除見直し後の所得割額：24万円
新しい算出方法
$$= 24 - (33 - 12) \times 0.1$$
$$= 24 - 2.1$$
$$= 21.9 \text{ (所得割額)}$$

<加減算等による調整>

扶養控除見直し前と同じ数値が算出されるように調整を行う。

(例1) 住民税所得割額を参照する制度において、算定方法の調整により対応する場合

→ 算定方法を変更し、見直し前の扶養控除額と見直し後の扶養控除額との差額に市町村民税率を乗じた額を、所得割額から減じる。

$$\text{新しい算出方法} = \text{扶養控除見直し後の所得割額} - \text{新旧の扶養控除の差額} \times \text{市町村民税率}$$

「扶養控除の見直しへの対応が必要な国の制度一覧」に記載されている標準仕様書に関する制度は以下のとおりです。

- ・障害児支援における利用者負担上限月額
- ・指定障害福祉サービス等に係る利用者負担上限月額
- ・自立支援医療費支給に係る負担上限月額
- ・補装具費の支給